

# ○茨城県立医療大学学務委員会規程

〔平成7年4月6日〕  
〔医療大訓第10号〕

改正 平成13年4月18日  
改正 平成17年3月16日  
改正 平成23年 5月25日  
改正 平成25年 5月22日  
改正 平成25年12月18日  
改正 平成26年 2月26日  
改正 令和 3年 4月 1日  
改正 令和 5年 6月21日  
改正 令和 5年11月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第13条第3項の規程に基づき、茨城県立医療大学学務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学科及び各センターから推薦された教員各1名
- (3) 教学マネジメントセンター長
- (4) その他学長が指名する者
- (5) 教務課長

(審議事項)

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程及び授業に関する事項
- (2) 学生の試験及び単位修得に関する事項
- (3) 学生の進級及び卒業認定に関する事項
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生その他の入学又は受入れに関する事項
- (5) その他教務に関する事項

(任期)

第4条 第2条第1項第2号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名

(2) 副委員長 2名

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長は、議事の進行、採決及び教授会等における委員会審議事項に係る説明について、副委員長に代行させることができる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長のうちいずれかがその職務を代行する。

4 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

5 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会は、審議を適切に行うため、必要に応じて別に専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月18日から施行する。

(茨城県立医療大学履修規程の一部改正)

2 茨城県立医療大学履修規程(平成7年医療大訓第24号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項及び第9条中「教務委員会」を「学務委員会」に改める。

(茨城県立医療大学科目等履修生規程の一部改正)

3 茨城県立医療大学科目等履修生規程(平成10年医療大訓第47号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「茨城県立医療大学教務委員会規程」を「茨城県立医療大学学務委員会規程(平成7年医療大訓第10号)」に、「教務委員会委員長」を「学務委員会委員長」に改める。

(茨城県立医療大学研究生規程の一部改正)

4 茨城県立医療大学研究生規程(平成10年医療大訓第51号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「茨城県立医療大学教務委員会規程」を「茨城県立医療大学学務委員会規程(平成7年医療大訓第10号)」に、「教務委員会」を「学務委員会」に改める。

(任期の特例)

5 第4条の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成17年3月16日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成23年5月25日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成25年5月22日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。